

主食費及び副食費の施設による徴収に係る補足給付費
(令和7年4月～7年8月分)の申請について

日頃より岩倉市の幼児教育・保育行政にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり給付の額及び申請方法等をご案内いたしますので、対象の人は期日までにご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 補足給付費の制度概要と給付額

- ・幼稚園に通っている児童が、一定の条件を満たす場合に、幼稚園に支払った主食費及び副食費に対して給付が受けられる制度です。
- ・令和7年4月1日から令和7年8月31日までの期間（岩倉市に住民票があった期間に限る）について、1か月ごとに(1)と(2)を比較して低い方の額が給付されます。
 - (1)実際に施設に支払った主食費及び副食費
 - (2)主食費800円、副食費4,900円

2 補足給付費の給付を受けられる人（対象者）

- ・同じ世帯に属する人の令和6年度市町村民税所得割の合算額が77,101円未満（年収が概ね360万円未満相当の世帯）の児童
- ・課税額に関わらず、小学校3年生までの児童で上から数えて第3子以降に当たる児童

◎対象となる見込みがある人には、この案内と一緒に「主食費及び副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書兼請求書（以下「申請書」）」をお渡しします。

◎申請書を受け取っていない人で、ご自身が対象者の条件に当てはまると思われる場合は、幼稚園または市役所こども家庭課までお申し出いただければ再確認いたします。特に、入園後に結婚や離婚などで家族構成が変わった場合や、最近（概ね3か月以内に）税の修正申告をした場合は、市が把握している課税額やきょうだい順位が実際とは異なる可能性があります。

3 提出していただく書類

- ①申請書
 - ②実際に施設に支払った主食費及び副食費の領収証の写し
 - ③申請書に記入した振込先の口座番号等が確認できる資料（通帳の写し等）
- ※②は幼稚園が発行します。今回給付を受けようとする期間について記載されているものを全て添付してください。
- ※きょうだいで同じ口座に振り込む場合は、③の提出は1枚で結構です。

4 申請の期限及び提出先

- ・令和7年10月17日（金）までに幼稚園に提出してください。
- ・提出に関して園から別途指示がある場合は、その指示に従ってください。

5 給付金の支払予定時期

- ・令和7年12月下旬を予定しています。5か月分を一括で支払います。